

児童手当

児童手当制度は児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上に資することを目的としています。

対象者 高校生年代まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

支給額	児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
	3歳未満	15,000円(第3子以降は30,000円)
	3歳以上高校生年代	10,000円(第3子以降は30,000円)

※「第3子以降」とは、大学生年代まで(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育をしている児童のうち、3番目以降をいいます

支給時期 原則として、毎年偶数月の10日に支給になります。(土日祝日の場合は、その前の平日が支給日となります。)
例) 6月の支給日には、4~5月分が支給されます。

手続き 出生日・前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。

- 手続きに必要なもの**
- 請求者名義の金融機関等の通帳(第2子以降は不要です。)
 - 請求者及び配偶者のマイナンバーのわかるもの
 - ※その他、必要に応じて提出する書類があります
 - ※公務員の方は勤務先に申請してください
 - ※詳細については、市ホームページをご確認ください



問合先 こども政策課 TEL 0299-77-7011

未熟児養育医療給付制度

身体の発育が未熟なまま生まれ、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その医療費の一部を公費により負担する制度です。

対象者 医師が入院療養を必要と認めた症状のある方が対象です。

給付内容 指定の医療機関における医療行為等が対象となります。

医療費の支払いについて 養育医療にかかる自己負担金は、後日、市より請求させていただきます。

手続き 申請は児の入院中に行ってください。

※申請に必要な書類等については市ホームページをご覧になるか、お問合せください



問合先 健康増進課 TEL 0299-90-1331